

別紙 1

第 25 条 賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する特記事項

- ・ 工事請負契約約款第 25 条の各項は、設計業務期間中も準用されるものとする。
- ・ 工事請負契約約款第 25 条第 1 項の「請負契約締結日」を「本事業の公告日」と読み替えるものとする。
- ・ 工事請負契約約款第 25 条第 3 項の「物価指数等」に用いる物価指数は、一般財団法人建設物価調査会が発刊している「建設物価」「建築コスト情報」に掲載されている単価を用いて指数を設定する。また掲載されていない項目の単価は一般財団法人建設物価調査会の建築費指数を用いて設定する。
- ・ 工事請負契約約款第 25 条第 1 項～第 4 項は「国土交通省 全体スライド条項運用マニュアル（暫定版）平成 25 年 9 月」を準用する。
- ・ 工事請負契約約款第 25 条第 5 項は「国土交通省 単品スライド条項運用マニュアル(案)令和 4 年 7 月」を準用する。但し対象となる品目は鋼材類、燃料油、コンクリート類、アスファルト類とし、入札時の内訳明細書で材料単価が明確に確認できるもののみを対象とする。
- ・ 工事請負契約約款第 25 条第 5 項の変動前単価は一般財団法人建設物価調査会が発刊している「建設物価」と「入札単価」の高い方の単価を採用する。
- ・ 工事請負契約約款第 25 条第 6 項は「国土交通省 インフレスライド条項) 運用マニュアル（暫定版）平成 26 年 1 月」を準用する。また物価指数は、一般財団法人建設物価調査会が発刊している「建設物価」「建築コスト情報」に掲載されている単価を用いて指数を設定する。また掲載されていない項目の単価は一般財団法人建設物価調査会の建築費指数を用いて設定する。